

## 前払式支払手段の発行のしおり<第8版> 正誤表

前払式支払手段の発行のしおりをご購入いただき、誠にありがとうございます。  
本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
前払式支払手段に関する内閣府令	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、発行廃止に伴う払戻しの公告の内容を認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載すること等についての改正	令和6年4月1日

これにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。  
また、本書の一部に、編集時の誤記がございました。お詫びして訂正いたします。誤記も改正と併せて以下の表に記載しております。

### 【解説編】

頁	変更箇所	変更後	変更前
88	5 保有者に対する前払式支払手段の払戻し (2) 公告の方法等	(2) 公告の方法等 前払式支払手段保有者に対し、以下の①～⑤の事項を公告するとともに、①～⑨の事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令第41条第2項、第3項、 <b>第6項</b> )。	(2) 公告の方法等 前払式支払手段保有者に対し、以下の①～⑤の事項を公告するとともに、①～⑨の事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければなりません(法第20条第2項各号、府令第41条第2項、第3項、 <b>第5項</b> )。
92	【ポイント】発行保証金の取戻し	(注)全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取り戻すことができます( <b>本書P81「4発行保証金の取戻し等(1)④」</b> 参照)	(注)全部の廃止の場合は、発行保証金全額、一部の廃止の場合は、当該廃止に係る前払式支払手段の未使用残高に対応する発行保証金を取り戻すことができます( <b>P45(1)④</b> 参照)

頁	変更箇所	変更後	変更前
92	(2) 払戻しの原則禁止と例外	<u>(3)</u> 払戻しの原則禁止と例外(法第20条第5項、府令第42条)	<u>(2)</u> 払戻しの原則禁止と例外(法第20条第5項、府令第42条)

## 【資料編】

頁	変更箇所	変更後	変更前
67	内閣府令別紙様式 別紙様式第18号 「払戻し公告届出書」	別紙様式第18号( <u>第41条第7項</u> 関係) (中略) 年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第7項各号</u> に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。 (以下略)	別紙様式第18号( <u>第41条第6項</u> 関係) (中略) 年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第6項</u> に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。 (以下略)
68	別紙様式第19号 「払戻し完了報告書」	別紙様式第19号( <u>第41条第8項</u> 関係) (中略) 前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第8項</u> の規定により報告します。 (以下略)	別紙様式第19号( <u>第41条第7項</u> 関係) (中略) 前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第7項</u> の規定により報告します。 (以下略)
70	別紙様式第20号 「払戻し未了届出書」	別紙様式第20号( <u>第41条第9項</u> 関係) (中略) 下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第9項</u> の規定により届け出ます。 (以下略)	別紙様式第20号( <u>第41条第8項</u> 関係) (中略) 下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令 <u>第41条第8項</u> の規定により届け出ます。 (以下略)

頁	変更箇所	変更後	変更前
146	前払式支払手段に関する内閣府令	<p>(届出書のその他の記載事項)</p> <p><b>第十条</b> 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 加入する<u>認定資金決済事業者協会(前払式支払手段発行者をその会員(法第八十七条第二号に規定する会員をいう。))とするものに限る。以下同じ。)</u>の名称</p>	<p>(届出書のその他の記載事項)</p> <p><b>第十条</b> 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 加入する<u>認定資金決済事業者協会</u>の名称</p>
161		<p>(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)</p> <p><b>第四十一条</b> (略)2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに<u>第六項</u>第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><b>5</b> <u>前二項の場合において、前払式支払手段発行者は、第三項の規定による掲示又は前項の規定による情報の提供の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><b>6</b> (略)</p> <p><b>7</b> 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。</p>	<p>(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)</p> <p><b>第四十一条</b> (略)2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに<u>第五項</u>第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>5</b> (略)</p> <p><b>6</b> 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。</p>

頁	変更箇所	変更後	変更前
		一 当該公告をしたことを証する書面 二 第三項の規定による掲示又は第四項の規定による情報提供及び第五項の規定による閲覧に供する措置の内容が確認できる書類 三 (略) <u>8</u> ～ <u>9</u> (略)	一 当該公告の写し 二 第三項の規定による掲示及び第四項の規定による情報提供の内容が確認できる書類 三 (略) <u>7</u> ～ <u>8</u> (略)